

小規模多機能 あいかわ
指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団 愛友会が開設する小規模多機能 あいかわ（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある者に対し、適正な指定小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護従業者は、要支援・要介護状態にある者について、『訪問』『通い』『泊り』のサービスを提供、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 小規模多機能 あいかわ
- 二 所在地 神奈川県愛甲郡愛川町中津2328

（事業所の営業日、営業時間及び実施地域）

第4条 事業所の営業日、営業時間及び実施地域は、次のとおりとする。

- 一 営業日 365日（土日祝祭日も営業）
- 二 営業時間 訪問24時間 通い8：30～18：30 泊り17：00～翌10：00
- 三 実施地域 愛川町

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の計画作成の提供に当たる。
- 二 介護従業者 9名（常勤 5名、非常勤 4名）
介護従業者は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たる。
- 三 計画作成担当者1名

計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

四 看護職員 1名（非常勤）

（利用定員）

第6条 事業所の登録定員は25名（利用定員 通い1日15名 泊り1日5名）とする。

（（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容）

第7条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等（利用者と共同で行うよう努めるものとする。）
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護給費割合額とする。

前述の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 一 宿泊費
- 二 食材料費
- 三 理美容代
- 四 おむつ代及びその他指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

（利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。
- 二 利用者は努めて健康に留意すること。
- 三 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 四 浴室を利用する際には、定められた利用方法を守り、安全に留意すること。

- 五 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 六 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 七 けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 八 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

- 第10条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理権限者は、防火管理者を選任する。
 - 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
 - 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、一年に2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(緊急時等の対応)

- 第11条 介護従業者は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時後の対応)

- 第12条 利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項の事故状況及び事故に際して講じた措置については、記録を整備します。

(相談・苦情対応)

- 第13条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を重要事項説明書の通り設置し、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスに関する利用者の相談・苦情等に迅速に対応します。

(高齢者虐待)

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 施設（事業所）において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（身体拘束）

第15条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヵ月以内

二 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 妥当適切な小規模多機能型居宅介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 愛友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

この規定は、令和6年 4月1日から施行する。